

課徴金減免制度導入後の運用状況

課徴金減免制度は、カルテル等の発見・解明を容易にするために、違反事業者が公正取引委員会に対して自らの違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行えば、一定の要件の下で課徴金を減免する制度であり、平成17年独占禁止法改正法により導入された。同制度の導入後、平成28年度末までの運用状況は以下のとおりである。

1 課徴金減免申請件数

平成18年1月の課徴金減免制度の導入から平成28年度末までにおいて、課徴金減免制度に基づき、事業者により自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は1,062件であった。

＜表1：課徴金減免申請件数＞

(単位：件)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	累計
申請件数	26	79	74	85	85	131	143	102	50	61	102	124	1,062

(注1) 平成17年度においては、課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から同年3月末日までの件数。

(注2) 平成21年独占禁止法改正法(平成21年法律第51号)により、平成22年1月1日から課徴金減免制度が拡充されている(①減免申請者数の拡大：調査開始前と開始後で併せて5社まで(ただし、調査開始後は最大3社まで)に拡大する。②共同申請：同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める。)

2 課徴金減免制度の適用件数

平成18年1月の課徴金減免制度の導入から平成28年度末までにおいて、課徴金減免制度の適用対象となる法的措置件数(注3)は145件あったところ、そのうち、同制度が適用された法的措置件数は約81%に当たる118件であった。また、同制度が適用された法的措置件数118件のうち、事前申請が行われた件数は約70%に当たる83件であった。

＜表2：課徴金減免制度の適用件数＞

(単位：件)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	累計
課徴金減免制度の適用対象となる法的措置件数	5	20	11	22	10	17	20	17	7	7	9	145
課徴金減免制度が適用された法的措置件数	5	17	8	21	7	9	19	12	4	7	9	118
事前申請が行われた件数	4	14	6	4	1	8	19	10	3	5	9	83

(注3) 法的措置件数とは、排除措置命令又は課徴金納付命令が行われた事件の件数である。1つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令がともに行われた場合、1件としている。

(注4) 当該表の数値は、当委員会がウェブサイト上で公表している情報を基に算出している。

3 課徴金減免制度の適用事業者数

公正取引委員会は、法運用の透明性等の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトには、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）ところ、平成18年1月の課徴金減免制度の導入から平成28年度末までにおいて、延べ292名（注9の事業者を含む。）の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した。そのうち、課徴金の免除の適用を受けた事業者は83名、課徴金の50%減額の適用を受けた事業者は16名、課徴金の30%減額の適用を受けた事業者は175名であった。

<表3：課徴金減免制度の適用事業者数>

（単位：名）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	累計
課徴金減免制度の適用事業者数	15	38	21	50	10	27	41	33	10	19	28	292
免除 （注6）	4	14	6	4	1	8	20	10	3	5	8	83
50%減額 （注7）	0	2	2	0	1	4	3	1	0	1	2	16
30%減額 （注8）	11	16	10	43	8	15	16	22	7	12	15	175
その他 （注9）	0	6	3	3	0	0	2	0	0	1	3	18

（注5）当該表の数値は、当委員会がウェブサイト上で公表している情報を基に算出している。

（注6）調査開始日前の1番目の申請者

（注7）調査開始日前の2番目の申請者

（注8）調査開始日前の3～5番目の申請者（平成21年独占禁止法改正法〔平成21年法律第51号〕施行前にあつては、調査開始日前の3番目の申請者）及び調査開始日以後の申請者。

（注9）違反事業者であり、課徴金減免申請を行った者であるが、法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象になっていない事業者及び算出された課徴金の額が100万円未満であったため、法第7条の2第1項同項ただし書により、課徴金納付命令の対象になっていない事業者。